

# 産業厚生常任委員会

平成29年9月5日

福祉部 社会福祉課

教育委員会 生涯学習課

# 改修後のとどろき荘の運営について

## 1 趣旨

平成30年3月のとどろき荘の営業再開に向けて、福祉センターと公民館の複合施設の基本的な運営方針を定めた上で、次期指定管理者の公募を行う必要があります。

複合施設として、運営コストを削減するとともに、市民サービスの向上につながるような施設運営方針を定め、必要な手続を進めます。

## 2 現状と課題

### (1) 休館日

- ・とどろき荘・・・水曜日、年末年始（臨時開館あり）
- ・東条公民館・・・月曜日、祝日（月曜日が祝日の場合はその翌日も）及び年末年始（複合施設として一体的に運営するためには、休館日を統一する必要があります。）

### (2) 開館（業務）時間

- ・とどろき荘・・・8:30～21:00
  - ・とどろき荘（入浴）・・・10:00～21:00
  - ・とどろき荘（貸館）・・・9:00～21:00
  - ・東条公民館（事務）・・・8:30～17:15
  - ・東条公民館（貸館）・・・9:00～22:00
- （複合施設として一体的に運営するためには、開館時間を統一する必要があります。）

## 3 改修後の運営方針

上記2で記述した課題への対応について、以下の方針によるものとします。

### (1) 休館日

#### ア 定休日

とどろき荘の曜日別の利用者数については、平日のうち、最も利用者が多い日は月曜日（平成27年度実績：月曜日 221人/日、他の平日の平均 190人/日）となっています。休館日を東条公民館に合わせて月曜日に変更した場合は、利用料収入が減少すると見込まれます。

一方、東条公民館については、水曜日の実施事業及び利用団体との調整により、水曜日を休館日とすることは可能です。

東条公民館の休館日を水曜日とすることにより、どの曜日でも市内のいずれかの公民館が開館していることになり、市民にとっては、予約、料金支払い等が便利になり、市民サービスが向上するといえます。

よって、東条公民館の休館日をとどろき荘に合わせて、水曜日とすることが適切です。

## イ 祝日の取扱い

とどろき荘については、従前どおり祝日は開館とします。

東条公民館については、祝日もとどろき荘施設が開館していることから、市民サービスを向上させるため、開館し、通常業務を行うこととします。

また、現行は、月曜日が祝日の場合は、翌日も休館日としていますが、改修後の休館日は水曜日のみとし、水曜日が祝日の場合でも翌日は通常業務を行うこととします。

## (2) 開館時間・利用時間

### ア 施設の開館時間

市民サービスの低下を招かないように、東条公民館の貸館時間（22:00 まで）を維持することとします。それにより、とどろき荘施設の開館時間を1時間延長し、8:30 から 22:00 までとします。

### イ とどろき荘多目的ホールの使用時間

とどろき荘施設の開館時間を 22:00 までとし、指定管理者の窓口職員が常駐することから、多目的ホールの使用は 22:00 まで可能となりますので、多目的ホールの使用時間を 9:00～22:00 とし、公民館サークル等の利用に対応できるようにします。

### ウ とどろき荘の入浴時間

とどろき荘の入浴時間については、20:00～21:00 の入浴者が平均すると約5名程度であり、仮に 22:00 まで入浴時間を延長したとしても、入浴者はさらに少なくなると見込まれ、浴室の運営コスト以上の利用料収入を得ることができないことから、入浴時間は、従前どおり 10:00～21:00 とします。

### エ 東条公民館の業務時間

東条公民館には、市職員の館長を置き、当該職員を分任出納員に任命します。

よって、当該職員の勤務時間（8:30～17:15）を東条公民館の業務時間（施設予約の受付、使用料の収納等）とします。

なお、17:15～22:00 は、指定管理者の職員が駐在しますが、当該時間においては、公民館職員が不在となることから、施設予約の受付、使用料の収納等の公民館業務は行わないこととし、他の公民館と同様に貸館業務のみ行うこととします。

ただし、公民館の業務時間（8:30～17:15）中で、公民館職員の不在時に公民館への来館者があった場合は、指定管理者の職員が、体育施設等の鍵の受け渡し等を補助的に行うことで、市民サービスの向上を図ります。

## (3) とどろき荘の入浴料

改修により浴槽数が減少しますが、入浴料については、入浴者数の目標値（年間 70,000 人の維持）を設定し、利用料収入を試算した結果、入浴者1人当たりの単価を引下げる

と、入浴料収入 30,000,000 円を確保できなくなり、収支の改善に影響を与えると見込まれます。

よって、入浴料は 600 円（障害者・小学生以下 300 円）で据え置くこととします。

#### (4) 多目的ホールの使用料

多目的ホールの使用時間を 1 時間延長することに伴い、現在、条例において定めている施設使用料（18:00～21:00 で 15,000 円）を 18:00～22:00 の区分においては、「1 時間当たり 5,000 円」に変更します。

なお、午前及び午後の時間帯についても、1 時間単位の単価に見直し、短時間の利用者に配慮した使用料に見直します。

また、パーティションの利用による部屋の細分化にも対応できるよう、使用料を見直します。

#### (5) 公民館施設の使用料

公民館施設については、大会議室がなくなることを除き、従前の公民館と同じ室数でほぼ同じ面積を確保していることから、使用料の額は従前の会議室等に相当する額とします。

## 4 指定管理

上記 3 の方針により、次の条件で次期指定管理者の公募を行います。

### (1) 指定管理料

平成 30 年度から平成 34 年度までの債務負担行為額により 7,850 万円(1,570 万円/年)を指定管理料とします。

### (2) 指定管理者への委託範囲

指定管理者に委託する業務範囲は、次のとおりとします。

ア 指定管理者は、とどろき荘施設の全部の施設管理及びとどろき荘としての企画立案、運営を行う。（東条公民館の事業運営は東条公民館が行う。）

イ 施設の利用料収入のうち、2 階の東条公民館の使用料以外の収入は、全て指定管理者の収入とし、条例及び規則に基づき、使用許可、減免の決定を行うとともに、とどろき荘施設の会計処理を行う。（東条公民館の使用料は、東条公民館職員が会計処理し、市の歳入とする。）

ウ 指定管理者の職員は、東条公民館職員と協力してとどろき荘施設の運営を行うこととし、東条公民館以外の市の体育施設等の鍵の受け渡しを行うほか、当該他の施設の仮予約の受付、使用料の預かり（事後に公民館職員が処理する。）を行う。

エ 東条デイサービスセンターは、東条デイサービスセンター条例を廃止して普通財産とし、社会福祉法人加東市社会福祉協議会に貸し付ける予定であることから、指定管理者が管理

するととどろき荘施設の範囲から除く。ただし、東条デイサービスセンターへの給湯設備等は、とどろき荘施設にあることから、これらの基幹設備の維持管理は、指定管理者が行う。

オ 水曜日（祝日と重なる場合）及び年末年始については、集客が見込める場合は、指定管理者の裁量において、臨時に開館し、収入確保を行うことを認める。（臨時開館日には、東条公民館は業務を行わない。）

(3) 指定管理期間

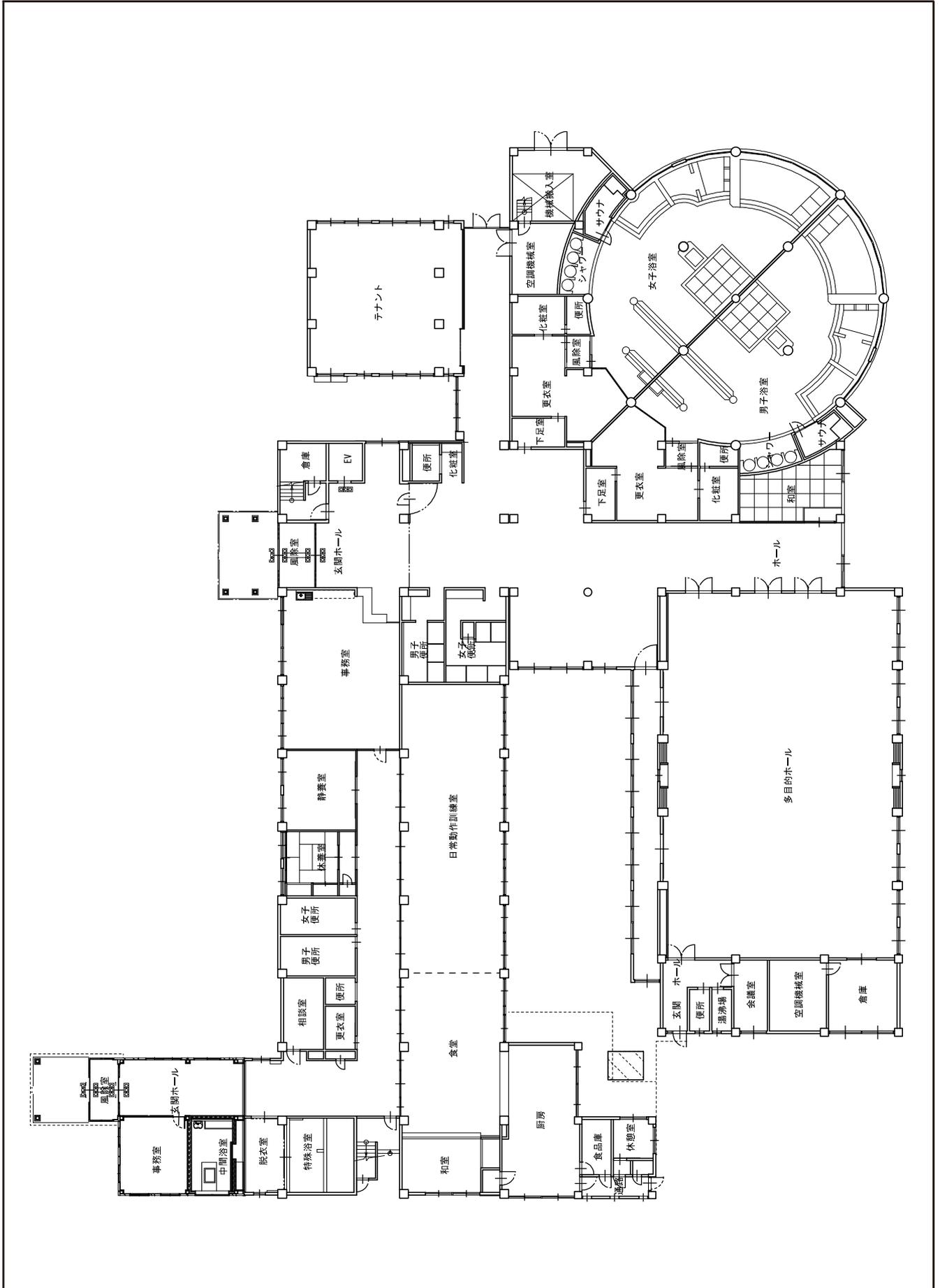
平成30年3月1日から平成35年3月31日までとします。

5 今後のスケジュール（予定）

とどろき荘及び東条公民館に係る今後の予定については次のとおりとします。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
改修工事	→									
営業再開準備								→		
営業再開									→	
次期指定管理者の選定			→							
指定管理者の指定の議決						●				
関係条例の改正・廃止						●				

加東市東条福祉センター「とどろき荘」 1階平面図【改修後】



加東市東条福祉センター「とどろき荘」 2階平面図【改修後】

